

当館では、宴会、会議、日帰り入浴、展示会等(以下、「宴会等」と称します)の利用について、次のとおり規約を定めておりますので、予めご了承ください。また、規約の内容・利用料金等に関しましては予告なく変更することがありますので、併せてご了承ください。

## 1 規約の範囲

当館が宴会等の利用に関して締結する契約は、この規約の定めるところによるものとします。この規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

## 2 契約の申し込みについて

当館に宴会等の申し込みをしようとする者は、次に掲げる事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宴会等の主催者名
- (2) 宴会等の開催日、開催時間及び出席予定者数
- (3) 宴会等の内容
- (4) その他当館が必要と認める事項

## 3 契約の成立について

宴会等の契約は、当館が契約の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

## 4 契約の凍結拒否について

当館は、次に掲げる場合において、宴会等の契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宴会等の契約を締結する方又は宴会等に出席する利用客に次に該当する者がいるとき。
  - ① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)であるとき。
  - ② 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
  - ③ 暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
  - ④ 法令又は公序良俗に反する行為をするおそれがあると判断される者。
- (2) 当館若しくは当館の職員に対し、暴力・脅迫・恐喝・威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (3) この宴会・催事規約に違反したとき。

## 5 お客様からの契約解除について

お客様は、当館に申し出て、宴会等の契約を解除することができます。

- (1) 当館は、お客様がその責めに帰すべき事由により宴会等の契約の全部又は一部を解除した場合は、違約金を申し受けます。(別表 違約金参照)また、既に手配済みのものについては、その実費を申し受けます。

### 別表 違約金

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数	当	前	2	3	5	6	7	8	14	15	
	日	日	日前	日前	日前	日前	日前	日前	日前	日前	
個人	100%	50%									
団体(15名以上)	100%	50%	20%	20%							

(注)1. %は、基本料に対する違約金の比率です。

## 6 当館からの契約解除について

当館は、次に掲げる場合においては、宴会等の契約を解除することがあります。

- (1) 宴会等の契約を締結した方又は宴会等に出席する利用客に次に該当する者がいるとき。
  - ① 暴力団等
  - ② 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又は構成員
  - ③ 暴力団等に該当する者が役員となっている法人又は構成員
  - ④ 法令又は公序良俗に反する行為をした、又はするおそれがある者
- (2) 当館の他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (3) 当館若しくは当館の職員に対し、暴力・脅迫・恐喝・威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (4) この宴会・催事規約に違反したとき。

## 7 費用のお支払い

宴会等の関する一切の費用(お申込金をお支払いいただいた場合、その残金)は、原則として当日の宴会等終了後、現金又はクレジットカード(旅行エージェンツ経由の場合は不可)にてお支払いください。なお、後日ご精算をご希望される場合は、予め係員までお申し出ください。過去のご利用、お支払い状況によりましては後日の精算をお受けいたしかねる場合もございますのでご了承ください。

## 8 寄託物の取扱い

宴会等の利用客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、旅館賠償責任保険の範囲でその損害を賠償します。

2. 宴会等の利用客が、当館内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものの滅失、毀損等の損害については賠償しません。

## 9 宴会等の利用客の手荷物又は携帯品の保管

宴会等の利用客の手荷物が、利用に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、利用客がフロントに超越しになった際お渡します。

2. 宴会等の利用客がお帰りになったのち、利用客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄の警察署に届けます。

## 10 駐車場の責任

宴会等の利用客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## 11 宴会等の利用客の責任

利用客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該利用客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。